



内容

I. 付加価値税

- 一時輸入、再輸出の商品の付加価値税に関する 2017年3月14日付税関総局発行オフィシャルレター788/TXNK-CST号
- 企業形態変更時の付加価値税の還付に関する 2017年3月13日付のハノイ税務発行オフィシャルレター9595/CT-TTHT号

II. 個人所得税

- 税務制度に関する 2017年2月9日付のハノイ税務総局発行オフィシャルレター4540/CT-TTHT号
- 個人所得税制に関する 2017年2月28日付の税務総局発行オフィシャルレター639/TCT-TNCN号

III. その他

- 政令 140/2016/ND-CP 号の幾つかの項目を改正する 2017年3月28日付の政府発行オフィシャルレター114/CP-KTTH号
- インボイスに関する 2017年3月22日付のハノイ税務発行オフィシャルレター11310/CT-TTHT号



I. 付加価値税

一時輸入、再輸出の商品の付加価値税に関する **2017 年 3 月 14 日付税関総局発行オフィシャルレター788/TXNK-CST 号**

通達 219/2013/TT-BT 号の第 5 条第 20 項によると、一時輸入、再輸出の商品は付加価値税の対象外になる。

よって、上記の形式（一時輸入、再輸出）で輸入するリース目的の設備機械に対しては、通達 219/2013/TT-BTC 号の第 5 条第 20 項の規定における条件を満たせば、輸入時に付加価値税の対象外になる。

但し、リース目的設備機械のサービス提供に対しては、現地税務当局に付加価値税の申告・納税を実施しなければならない。

企業形態変更時の付加価値税の還付に関する **2017 年 3 月 13 日付のハノイ税務発行オフィシャルレター9595/CT-TTHT 号**

本オフィシャルレターによると、通達 130/2016/TT-BTC 号の第 1 条第 5 項に基づき、事業所が控除式により付加価値税を納付する場合、企業形態変更時に過払又は未控除の付加価値税が発生すれば還付される。但し、当還付は事業法 68/2014/QH13 号に規定されている下記の企業形態変更のみに適用される。

- 有限会社を株式会社に変更する。（第 196 条）
- 株式会社を 1 名有限会社に変更する。（第 197 条）
- 株式会社を 2 名以上有限会社に変更する。（第 198 条）
- 個人企業を有限会社に変更する。（第 199 条）

よって、企業が 1 名有限会社を 2 名以上有限会社に変更する場合、事業法が規定する企業形態変更の対象外になる為、付加価値税は還付されない。

II. 個人所得税

税務制度に関する **2017 年 2 月 9 日付のハノイ税務総局発行オフィシャルレター4540/CT-TTHT 号**

通達 111/2013/TT-BTC 号の第 2 条第 3 項によると、会社が配当金を現金で支払う場合は、個人へ支払う前に資本投資からの個人所得税 5%の控除を実施しなければならない。会社が定款資本金を増やす為に配当金を株式で支払う場合は、支払時点において個人所得税の控除は不要になる。但し、株式を譲渡する際に株主は通達 111/2013/TT-BTC 号の第 10 条及び通達 92/2015/TT-BTC 号の第 16 条におけるガイダンスに従い、投資金額（5%）及び譲渡金額（0.1%）について個人所得税の申告・納税を実施しなければならない。



個人所得税制に関する 2017 年 2 月 28 日付の税務総局発行オフィシャルレター 639/TCT-TNCN 号

政令 12/2015/ND-CP 号の第 2 条第 4 項によると、2015 年 1 月 1 日以降 1 名有限会社（営業者は個人）が法人税を納付した後の所得に対して個人所得税の対象外になる。

よって、2015 年以降 1 名有限会社（営業者は個人）が税引後利益からの配当金を受領する場合、個人所得税を控除しない。

III その他

政令 140/2016/ND-CP 号の幾つかの項目を改正する 2017 年 3 月 28 日付の政府発行オフィシャルレター114/CP-KTTH 号

政令 140/2016/ND-CP 号の第 10 条第 4b で規定する事業手数料の納付期間を改正する。

事業手数料の納付期間において税務局が通知を発行する日より 30 日以内に変更する。
（以前は税務局が通知を発行する日より 30 営業日以内であった）

インボイスに関する 2017 年 3 月 22 日付のハノイ税務発行オフィシャルレター11310/CT-TTHT 号

通達 39/2014/TT-BTC 号の第 4 条第 1.b 及び付録の 1.2 点によると、印刷注文してインボイスを発行していた会社が、自己印刷に変更する場合、インボイスフォームを変更しなければならない。

インボイスの自己印刷ソフトを提供する業者の氏名及び税コードをインボイスの一番下、もしくはページ折り込み部分中央に印刷しなければならない。
（通達 39/2014/TT-BTC 号の付録 01 の 1.6 点により）



I-GLOCAL CO., LTD.

VINA BOOKKEEPING CO., LTD

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 8 3827 8096 Fax: +84 8 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Le Quoc Duy: le.quoc.duy@i-glocal.com

Cao Hoang Vuong: cao.hoang.vuong@i-glocal.com

Tran Cong Hung: tran.cong.hung@i-glocal.com

Duong Quynh Nga: duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com

Hanoi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): naoki.fukumoto@i-glocal.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Nguyen Thi Dung: nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>